

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月21日
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 恵一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目5番9号
【電話番号】	(03) 5441-3450
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 落合 英幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝一丁目5番9号
【電話番号】	(03) 5441-3450
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 落合 英幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,192,355,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	19,053,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成23年2月21日（月）開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	19,053,400株	6,192,355,000	3,105,704,200
一般募集			
計(総発行株式)	19,053,400株	6,192,355,000	3,105,704,200

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
325	163	100株	平成23年 3月31日(木)	-	平成23年 3月31日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。申込期間中に当該契約が締結されない場合には本普通株式に係る割当ては行われません。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4 申込の方法は、新株式発行の全てについて、各引受人との間で株式買取契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ポケットカード株式会社 本社 人事総務部	東京都港区芝一丁目5番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,192,355,000	43,000,000	6,149,355,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、証券会社費用5百万円、登録免許税21百万円、その他諸費用で17百万円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当により調達した資金につきましては、ファミマクレジット株式会社（以下、「ファミマクレジット」といいます。）との株式交換に係る資金として約42億円、同社との基幹システム統合に向けたシステム開発への投資等に係る資金として約19億円をそれぞれ充当する予定です。

なお、調達する資金の支出予定時期につきましては、ファミマクレジットとの株式交換に係る資金については平成23年3月末、同社との基幹システム統合に向けたシステム開発への投資等に係る資金については平成23年4月から平成24年9月までにそれぞれ支出することを予定しております。

また、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定であります。

なお、ファミマクレジットの事業の概要及び財産の状況は以下のとおりです。

(1) 名称	ファミマクレジット株式会社
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中根 伸
(4) 事業内容	クレジットカード業務、融資業務及びその他付随業務
(5) 資本金	5億円
(6) 設立年月日	2001年11月22日
(7) 発行済株式数	134,000株
(8) 決算期	2月末日
(9) 従業員数	24名
(10) 主要取引銀行	住友信託銀行株式会社 株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほコーポレート銀行

(11) 大株主及び 持株比率	伊藤忠商事株式会社	32.46%	
	株式会社ファミリーマート	30.10%	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	14.93%	
	ポケットカード株式会社	11.12%	
	株式会社ジェーシービー	7.31%	
(2010年2月28日現在)			
(12) 当事会社間の関係			
資本関係	当社はファミマクレジットの発行済株式総数の11.12%を保有しております。また、ファミマクレジットのその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社(以下、「伊藤忠商事」といいます。)は、当社の発行済株式総数の22.92%(間接保有分含む)を保有しております。		
人的関係	ファミマクレジットの取締役のうち1名は当社の従業員であります。		
取引関係	当社はファミマクレジットからクレジットカード業務に関する各種業務運営を委託されております。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2008年2月期	2009年2月期	2010年2月期
純資産	1,440	1,135	1,196
総資産	26,328	35,780	48,681
1株当たり純資産(円)	10,753.17	8,470.29	8,930.95
営業収益	3,966	4,722	5,872
営業利益又は営業損失()	245	247	219
経常利益又は経常損失()	254	250	205
当期純利益又は当期純損失()	107	305	61
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()(円)	830.89	2,282.88	460.66
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位:百万円,特記しているものを除く。)

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、ファミマクレジット、伊藤忠商事株式会社、株式会社ファミリーマート(以下、「ファミリーマート」といいます。)及び株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」といいます。)との間で、当社とファミマクレジットの経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)について、平成23年2月21日に合意に至りました。

これに基づき、当社は、平成23年2月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジットを株式交換完全子会社とし、交換対価を金銭とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で当社はファミマクレジットと株式交換契約書(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、また、ファミマクレジットにおいては平成23年3月11日に開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成23年3月31日を本株式交換の効力発生日として行う予定です。

加えて、三井住友銀行による当社の筆頭株主であるプロミス株式会社（以下、「プロミス」といいます。）が保有する当社株式の取得、伊藤忠商事による当社の主要株主である伊藤忠ファイナンス株式会社（以下、「伊藤忠ファイナンス」といいます。）が保有する当社株式の取得により、当社の主要株主に異動が見込まれます。

・ファミマクレジットの完全子会社化に関する株式交換契約

1. 本株式交換の目的

後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出 (3) 平成23年2月21日提出の臨時報告書 報告内容 () 本株式交換の目的」をご参照ください。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日(両社)	平成23年2月21日
株式交換契約締結日(両社)	平成23年2月21日
株式交換契約承認臨時株主総会開催日 (ファミマクレジット)	平成23年3月11日(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成23年3月31日(予定)
金銭交付の予定日	平成23年3月31日(予定)

(注) 当社においては、本株式交換は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を経ずに行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジットを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を経ず、ファミマクレジットにおいては、平成23年3月11日開催予定の臨時株主総会において承認を経たうえで、平成23年3月31日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は会社法第798条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により、当社がファミマクレジットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のファミマクレジットの株主(但し、当社を除きます。)に対し、その保有するファミマクレジットの普通株式1株につき35,821円の割合で金銭を交付する予定です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ファミマクレジットは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出 (3) 平成23年2月21日提出の臨時報告書 報告内容 () 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠 (イ) 算定の基礎」をご参照ください。

(2) 算定の経緯

後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出 (3) 平成23年2月21日提出の臨時報告書 報告内容 ()
株式交換に係る割当の内容の算定根拠 (口) 算定の経緯」をご参照ください。

(3) 算定機関との関係

後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出 (3) 平成23年2月21日提出の臨時報告書 報告内容 ()
株式交換に係る割当の内容の算定根拠 (ハ) 算定機関との関係」をご参照ください。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換に際して交付される金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社は当社から独立した第三者算定機関としてPwCを選定し、ファミマクレジット株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。なお、当社はPwCから本株式交換における交換対価の公正性に関する意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)は取得しておりません。

(6) 利益相反を回避するための措置

ファミマクレジットの取締役のうち、当社から出向している桑田 久雄氏については、利益相反を回避する観点から、ファミマクレジットの本株式交換に関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

・ 主要株主である筆頭株主及び主要株主並びにその他の関係会社の異動

1. 異動に至る経緯

(1) 三井住友銀行によるプロミスの保有する当社株式の取得

前述の本経営統合に関する合意に基づき、三井住友銀行は、平成23年3月31日付けでプロミスが保有する当社株式の全てを取得いたします。これにより、プロミスは当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、新たに三井住友銀行が主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(2) 伊藤忠商事による伊藤忠ファイナンスの保有する当社株式の取得及び本第三者割当による伊藤忠商事への新株式の発行

前述の本経営統合に関する合意に基づき、伊藤忠商事は、平成23年2月24日付で伊藤忠ファイナンスが保有する当社株式の全てを取得し、また本第三者割当に伴う伊藤忠商事への新株式の発行に伴い、伊藤忠ファイナンスは当社の主要株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、新たに伊藤忠商事が主要株主に該当することとなります。

(3) 本第三者割当によるファミリーマートへの新株式の発行

本第三者割当に伴い、新たにファミリーマートが当社の主要株主に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主となるものの名称等

(平成22年9月30日現在)

(1) 名称	株式会社三井住友銀行
--------	------------

(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	頭取 奥 正之
(4) 事業内容	銀行業、リース業、その他事業
(5) 資本金	1,770,996百万円

(2) 新たに主要株主となるものの名称等

(平成22年9月30日現在)

(1) 名称	伊藤忠商事株式会社
(2) 所在地	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡藤 正広
(4) 事業内容	総合商社
(5) 資本金	202,241百万円

(平成22年8月31日現在)

(1) 名称	株式会社ファミリーマート
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 準二
(4) 事業内容	フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業
(5) 資本金	16,658百万円

(3) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社でなくなるものの名称等

(平成22年9月30日現在)

(1) 名称	プロミス株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番4号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 久保 健	
(4) 事業内容	消費者金融業	
(5) 資本金	80,737百万円	
(6) 設立年月日	昭和37年3月20日	
(7) 連結純資産	267,090百万円	
(8) 連結総資産	1,243,593百万円	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 20.71% 神内 由美子 6.41% STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4 5.79%	
(10) 当社と当該株主の関係	資本関係	当社の発行済株式総数の41.20%を保有しております。
	人的関係	当社社外監査役の森博彰氏は当該会社の監査役であります。
	取引関係	当社と当該株主との間には、C D機の利用に関する提携等があります。

（注）上場会社と当該株主の関係の欄は、平成23年2月21日現在におけるものであります。

（4）主要株主及びその他の関係会社でなくなるものの名称等

（平成22年9月30日現在）

（1）	名称	伊藤忠ファイナンス株式会社	
（2）	所在地	東京都港区北青山二丁目5番1号	
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役 中村雅次	
（4）	事業内容	融資業務を中心とした金融関連業務全般	
（5）	資本金	3,470百万円	
（6）	設立年月日	平成5年11月25日	
（7）	連結純資産	15,513百万円	
（8）	連結総資産	36,455百万円	
（9）	大株主及び持株比率	伊藤忠商事株式会社99.12% 朝日生命保険相互会社0.88%	
（10）	当社と 当該株主の関係	資本関係	当該株主は、当社の発行済株式総数の20.67%を保有しております。また、当該株主の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社の発行済株式総数の2.26%を保有しております。
		人的関係	当社と当該株主との間には、記載すべき人的関係はありません。
		取引関係	当社と当該株主との間には、記載すべき取引関係はありません。

（注）上場会社と当該株主の関係の欄は、平成23年2月21日現在におけるものであります。

3．異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合
 <株式会社三井住友銀行>

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社	29,540個 (5.00%)	248,340個 (42.02%)	277,880個 (47.01%)	第3位
異動後	その他の関係会社	277,880個 (35.55%)	0個 (0%)	277,880個 (35.55%)	第1位

<伊藤忠商事株式会社>

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社	13,600個 (2.30%)	124,556個 (21.07%)	138,156個 (23.37%)	第6位

異動後	その他の関係会社	195,650個 (25.03%)	15,650個 (2.00%)	211,300個 (27.03%)	第2位
-----	----------	----------------------	--------------------	----------------------	-----

<株式会社ファミリーマート>

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	0個 (0%)	0個 (0%)	0個 (0%)	-
異動後	-	117,390個 (15.02%)	0個 (0%)	117,390個 (15.02%)	第3位

<プロミス株式会社>

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社	248,340個 (42.02%)	0個 (0%)	248,340個 (42.02%)	第1位
異動後	-	0個 (0%)	0個 (0%)	0個 (0%)	-

<伊藤忠ファイナンス株式会社>

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社	124,556個 (21.07%)	0個 (0%)	124,556個 (21.07%)	第2位
異動後	-	0個 (0%)	0個 (0%)	0個 (0%)	-

1. 異動前は、平成22年8月31日現在の当社の総株主の議決権数591,056個(自己保有株式分を除く)を基準に算定しております。
2. 異動後は、本第三者割当による増資実施後の総株主の議決権数から平成22年8月31日現在の自己保有株式分を除いた781,590個(予定)を基準に算定しております。
3. 大株主順位は、合算対象分を含まない直接所有分の議決権数に基づく順位であります。

4. 異動予定年月日

平成23年3月31日、平成23年2月24日

5. ご参考

本第三者割当、及び、主要株主である筆頭株主及び主要株主並びにその他の関係会社の異動後の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	議決権比率
株式会社三井住友銀行	35.55%

伊藤忠商事株式会社	25.03%
株式会社ファミリーマート	15.02%
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）サブ アカウント アメリカン クライアント（常任代理人 香港上海銀行 東京支店）	3.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.22%
伊藤忠エネクス株式会社	2.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	0.98%
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）サブ アカウント ブリティッシュ クライアント （常任代理人 香港上海銀行 東京支店）	0.64%
あいおい損害保険株式会社	0.54%
住友信託銀行株式会社	0.48%

本第三者割当による増資実施後の総株主の議決権数から平成22年8月31日現在の自己保有株式分を除いた781,590個（予定）を基準に算定しております。

・本経営統合の概要等

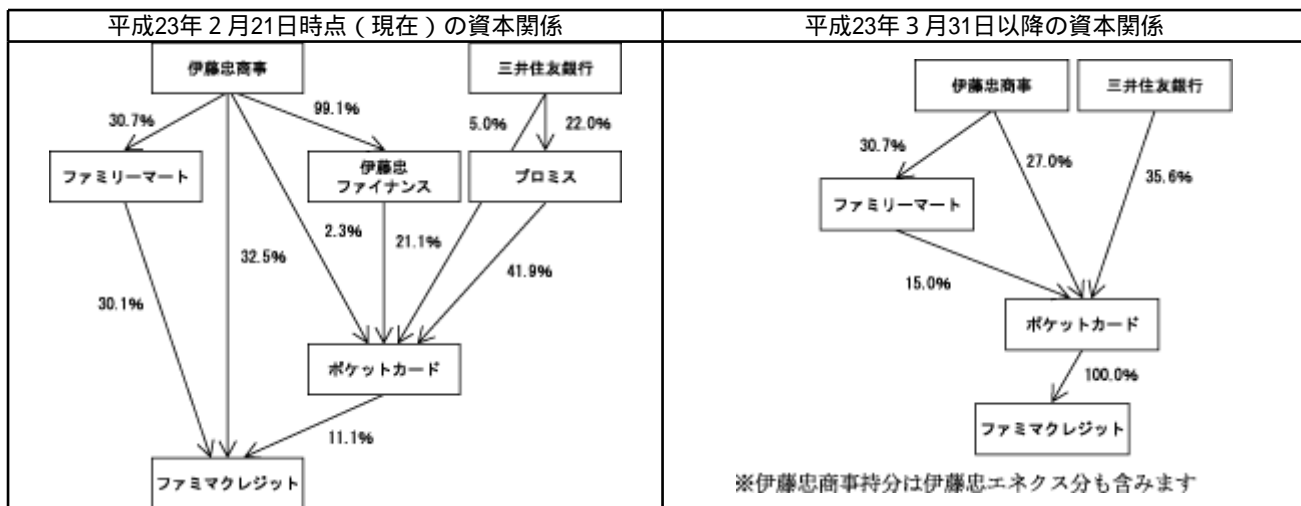
1. 本経営統合の方法

平成23年3月31日まで（伊藤忠ファイナンスからの取得は2月24日）に以下の取引を実施します。

- ・当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジットを株式交換完全子会社とする交換対価を金銭とする株式交換
- ・当社による伊藤忠商事、伊藤忠エネクス株式会社（以下、「伊藤忠エネクス」といいます。）及びファミリーマートを割当先とした第三者割当による募集株式の発行
- ・三井住友銀行によるプロミスが保有する当株式全ての取得
- ・伊藤忠商事による伊藤忠ファイナンスが保有する当株式全ての取得

平成24年度中を目処に、当社及びファミマクレジットが合併を行うことについて検討してまいります。

2. 本経営統合のイメージ図



（注）各社持分比率は、議決権ベースの比率（小数点以下第2位を四捨五入）を示しております。

3. 本経営統合のスケジュール

（1）本株式交換のスケジュール

取締役会決議日 （当社・ファミマクレジット）	平成23年2月21日
株式交換契約締結日 （当社・ファミマクレジット）	平成23年2月21日
株式交換契約承認臨時株主総会開催日 （ファミマクレジット）	平成23年3月11日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成23年3月31日（予定）
金銭交付の予定日	平成23年3月31日（予定）

（注）ポケットカードにおいては、本株式交換は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を経ずに行う予定です。

（2）本第三者割当のスケジュール

取締役会決議日 （当社）	平成23年2月21日
払込期日	平成23年3月31日

（3）本株式取得（三井住友銀行）のスケジュール

株式譲渡契約締結日 （三井住友銀行・プロミス）	平成23年2月21日
当社株式譲渡日	平成23年3月31日（予定）

（4）本株式取得（伊藤忠商事）のスケジュール

株式譲渡契約締結日 （伊藤忠商事・伊藤忠ファイナンス）	平成23年2月21日
当社株式譲渡日	平成23年2月24日（予定）

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ファミリーマート
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第29期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日） 平成22年5月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第30期第1四半期 （自平成22年3月1日至平成22年5月31日） 平成22年7月15日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第30期第2四半期 （自平成22年6月1日至平成22年8月31日） 平成22年10月15日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第30期第3四半期 （自平成22年9月1日至平成22年11月30日） 平成23年1月14日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の株式を保有しておりません。ただし、当社は割当予定先の持分法適用関連会社であるファミマクレジットの普通株式14,900株（発行済株式総数の11.12%）を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は当社の株式を保有しておりません。ただし、割当予定先のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社は、当社の普通株式1,360,000株（発行済株式総数の2.26%）を保有しております。
人事関係	当社と当該株主の間には、記載すべき人的関係はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	<p>当社と当該会社の間には、記載すべき取引関係はありません。</p> <p>ただし、当社は当該会社の持分法適用関連会社であるファミマクレジットからクレジットカード業務に関する各種業務運営を委託されております。</p>	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年2月21日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要

名称	伊藤忠商事株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第86期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年6月25日 関東財務局長に提出</p> <p>有価証券報告書の訂正報告書 事業年度第86期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年8月16日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第87期第1四半期 （自平成22年4月1日至平成22年6月30日） 平成22年8月16日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第87期第2四半期 （自平成22年7月1日至平成22年9月30日） 平成22年11月15日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第87期第3四半期 （自平成22年10月1日至平成22年12月31日） 平成23年2月14日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の株式を保有しておりません。ただし、当社は割当予定先の持分法適用関連会社であるファミマクレジットの普通株式14,900株（発行済株式総数の11.12%）を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は当社の普通株式1,360,000株（発行済株式総数の2.26%）を保有しております。 なお、割当予定先の子会社である伊藤忠ファイナンスは、当社の普通株式12,455,600株（発行済株式総数の20.67%）を保有しております。
人事関係		当社社外取締役の杉原弘隆氏は割当予定先に在籍しております。 また、割当予定先の従業員3名が当社に出向しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先は当社の営業面における戦略的パートナーであり、提携カード発行、その他共同での事業展開等を行っております。

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成23年2月21日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要

名称	伊藤忠エネクス株式会社
本店の所在地	東京都港区芝浦三丁目4番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第50期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年6月22日 関東財務局長に提出</p> <p>有価証券報告書の訂正報告書 事業年度第50期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年7月5日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第51期第1四半期 （自平成22年4月1日至平成22年6月30日） 平成22年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第51期第2四半期 （自平成22年7月1日至平成22年9月30日） 平成22年11月10日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第51期第3四半期 （自平成22年10月1日至平成22年12月31日） 平成23年2月10日 関東財務局長に提出</p>

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の株式を保有しておりません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は当社の株式を保有しておりません。ただし、割当予定先の親会社である伊藤忠商事は、当社の普通株式1,360,000株（発行済株式総数の2.26%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社は割当予定先と提携し、クレジットカードを発行しております。	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成23年2月21日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

後記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、当社は、本第三者割当を通じて調達した資金によりファミマクレジットを完全子会社化する予定であり、同社の重要な営業基盤であるファミリーマートが本件株式の引受先となることで、円滑な営業活動の遂行、安定した事業基盤の構築が可能になると認識しております。また、現在当社の重要な戦略的パートナーである伊藤忠商事及び当社の重要提携先である伊藤忠エネクスが本件株式の引受先となり、当社と伊藤忠グループとの関係が強化されることにより、ファミリーマートでの事業展開を含め当社の営業活動全般において大きなシナジーが発揮できるものと認識しております。以上の理由により、当社はファミリーマート、

伊藤忠商事及び伊藤忠エネクスを、本件割当先として選定いたしました。

d．割り当てようとする 株式の数

ファミリーマート	11,739,000株
伊藤忠商事	5,749,400株
伊藤忠エネクス	1,565,000株

e．株券等の保有方針

本第三者割当予定先であるファミリーマート、伊藤忠商事及び伊藤忠エネクスからは、当社普通株式を中期的に継続して保有する意向であると伺っております。なお、当社は、ファミリーマート、伊藤忠商事及び伊藤忠エネクスに対して、本件株式の発行日から2年間において、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面により当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約の内諾を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

ファミリーマート、伊藤忠商事及び伊藤忠エネクスが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の営業総収入、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本新株式発行の払込みについて問題のないことを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるファミリーマート、伊藤忠商事及び伊藤忠エネクスは、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社であり、各割当予定先から、各割当予定先、当該割当予定先の役員が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がない旨の報告を受けております。

2 【株券等の譲渡制限】

譲渡制限は設けておりません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日である平成23年2月18日から1ヵ月遡った期間の株式会社東京証券取引所市場第一部公表の当社普通株式の終値の単純平均である325円といたしました。

上記期間を算定の基準といたしましたのは、当社普通株式の流動性、取引量、株価の推移等を勘案し、割当先と協議した結果、取締役会決議の直前営業日の終値という一時的な株価を採用するよりも、1ヶ月平均株価を基準とし、一時的な株価変動の払込金額への影響を平準化するほうがより妥当であると判断したためであります。

また、当該発行価額は、過去6ヶ月間（平成22年8月19日から平成23年2月18日）の当社普通株式の終値の平均値242円から34.30%プレミアム、過去3ヶ月間（平成22年11月19日から平成23年2月18日）の当社普通株式の終値の平均値268円から21.27%プレミアム、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日（平成23年2月18日）の終値の361円から9.97%ディスカウントであります。

なお、上記払込金額の算定につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準

拠しており、有利発行に該当しないものと判断しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模に関する合理性についての考え方

本第三者割当により増加する株式数は19,053,400株（議決権数190,534個）であり、希薄化率は31.6%（議決権における割合32.2%）となります。しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を通じてファミリーマートグループ並びに伊藤忠グループとの関係強化が図られ、今後も引き続き見込まれる厳しい業界環境での迅速な対応、事業拡大に向けた積極的な取組みが実現できるものと考えております。

したがって、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模は、既存株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当により発行する株式の数及び希薄化の規模について、後記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、当社は、当社と独立した弁護士1名、公認会計士1名及び社外監査役1名の合計3名で構成された第三者委員会を設置し、同委員会より本第三者割当には必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により増加する株式数は19,053,400株（議決権数190,534個）であり、発行済株式総数60,270,444株（議決権数591,056個）の31.6%（議決権における割合32.2%）となり、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになることから、本第三者割当増資による新株式の発行は大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
プロミス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番4号	24,834	42.02	24,834	31.77
伊藤忠ファイナンス株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	12,455	21.07	12,455	15.94
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	-	-	11,739	15.02
伊藤忠商事株式会社	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号	1,360	2.30	7,109	9.10
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,954	5.00	2,954	3.78
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブアカウント アメリカン クライアント(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,645	4.48	2,645	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,731	2.93	1,731	2.22
伊藤忠エネクス株式会社	東京都港区芝浦三丁目4番1号	-	-	1,565	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	767	1.30	767	0.98
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブアカウント ブリティッシュ クライアント(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	503	0.85	503	0.64
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	422	0.71	422	0.54
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	376	0.64	376	0.48
計	-	48,049	81.29	67,103	85.85

(注) 1 本第三者割当前の大株主構成は、平成22年8月31日現在の株主名簿を基準とし、平成23年2月20日までに当社が確認した大量保有報告書を基にして記載しております。

2 上記のほか、平成22年8月31日現在1,070千株を自己株式として所有しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(大規模な第三者割当による新株式発行の目的及び理由)

クレジットカード業界におきましては、日常生活におけるクレジットカード決済の浸透等に伴いカードショッピング取扱高は引き続き拡大しているものの、個人消費の低迷を受け成長率は鈍化しており、また高水準で推移する利息返還請求への対応や、貸金業法、割賦販売法の改正に伴うビジネス環境の急激な変化への適応など、厳しい事業環境が続いております。

当社では、激変する事業環境に適応し、より強固な経営基盤を確立するため、「クレジットカード本来業務への回帰とビジネスモデルの転換」を骨子とした経営改善計画を推し進めており、利便性の高い商品・サービスの提供、お客さま対応の品質向上、収益構造の変革、業務効率化によるコスト構造の見直しに努めております。

特に、貸金業法改正に伴い融資事業の縮小が余儀なくされる中、融資収益に偏らないバランスのとれた収益構造の構築は最重要課題であり、当社では、ショッピングリボ残高の拡大、プロセッシングビジネスの拡大など、各種取り組みを進めてまいりましたが、今般の厳しい業界環境の中、さらなる収益構造の変革が必要であると認識しております。

このような中、プロセッシング事業を通じて良好な提携関係を構築しておりますファミマクレジットとの間で、事業競争力の向上並びに今後の事業拡大に向け、当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジットを株式交換完全子会社とし、交換対価を金銭とする株式交換を実施することが合意されることとなりました。

これについて、ファミマクレジットの筆頭株主であり、当社の第2位の株主グループである伊藤忠商事並びにファミマクレジットの第2位の株主であり、同社の最重要営業基盤であるファミリーマートは同意しております。

ファミマクレジットとの株式交換にかかる必要資金は約42億円であり、このような多額の必要資金を早期に確実に調達する方法として様々な調達手法を検討した結果、今般のノンバンク企業に対する厳しい資金調達環境及び株価状況においては、本第三者割当が最も有効且つ確実であると判断し、また、本第三者割当により、ファミリーマートグループ並びに伊藤忠グループとの関係強化が図られ、今後も引き続き見込まれる厳しい業界環境での迅速な対応、事業拡大に向けた積極的な取組みが実現できるものと考えております。

（既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容）

本第三者割当により増加する株式数は19,053,400株（議決権数190,534個）であり、希薄化率は31.6%（議決権における割合32.2%）となります。しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を通じてファミリーマートグループ並びに伊藤忠グループとの関係強化が図られ、今後も引き続き見込まれる厳しい業界環境での迅速な対応、事業拡大に向けた積極的な取組みが実現できるものと考えております。

したがって、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模は、既存株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

（経営者から独立した者からの意見）

本第三者割当は、希薄化率が31.6%（議決権における割合32.2%）となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当での必要性及び相当性に関する意見の入手または株主の意思確認手続きが必要となります。当社の株主構成及び本経営統合に賛成する見込みである株主の割合に鑑みれば、後者の方法よりも前者の方法が少数株主保護の観点から望ましいともいえることから、当社は、前者の方法を採用することとし、当社は当社と独立した弁護士1名、公認会計士1名及び社外監査役1名の合計3名で構成された第三者委員会を設置し、本第三者割当にかかる必要性及び相当性に関する検討を依頼いたしました。

第三者委員会のメンバーは日比谷パーク法律事務所の弁護士 水野 信次氏、ZEC00パートナーズ株式会社の公認会計士 竹原 相光氏及び当社社外監査役である長谷 一雄氏の3名で構成されております。水野弁護士及び竹原公認会計士と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含めて過去一切取引した事実はなく、当社から完全に独立した第三者であります。また、第三者委員会の運営を円滑に行うためには、当社内の事情を把握している人物が必要と考えられることから長谷社外監査役を選任しております。

当社は第三者委員会に対して、本第三者割当に関する事項（発行条件、発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、資金使途の合理性に関する考え方、払込金額の算定根拠及びその具体的内容、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠、割当予定先の選定理由、増資後の大株主及び持株比率、今後の見通

し)、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して、詳細に説明を行い、第三者委員会において慎重に審議、検討を行いました。

審議の結果、平成23年2月18日付で第三者委員会より当社に対して意見書が提出されました。

当該意見書において、本第三者割当増資による新株式発行により既存株式の希薄化が生じるものの、本株式交換、本第三者割当増資及び主要株主の異動という一連の取引は、収益構造の変革、利便性の高い商品・サービスの提供、顧客対応の品質向上、業務効率化によるコスト構造の見直しに有益であることから、本第三者割当増資を行う具体的な必要性が認められることとされています。また、本第三者割当増資の発行価額は、日本証券業協会の指針に準拠したものであり、会社法に定められる「特に有利な金額」による第三者割当に該当しないこと、金融機関の融資姿勢の厳格化等から、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、借入れや社債発行などのデット・ファイナンスによる資金調達は容易ではなく、また、近年当社普通株式の売買高が減少傾向にあり公募増資による資金調達も困難なことから、本第三者割当による資金調達が最も有効且つ確実であり、他の手段との比較において、本第三者割当の非代替性及び相当性も認められること、さらに、本第三者割当増資による資金調達の額は、本株式交換及びファミマクレジットとの基幹システム統合に向けたシステム開発投資に係る資金に基づき決定されていますが、本株式交換の対価となる金銭の額は、独立した専門家にファミマクレジットの株式価値算定を依頼し、必要なデュー・ディリジェンスを経たうえ、独立当事者間で公正な交渉を経て決定されていること、また基幹システム統合において必要とされる資金の額も不合理な額ではないこと、本第三者割当による新株発行の発行価額、発行数量、その他の発行条件も相当であることなどに鑑みれば、その条件の相当性も認められることから、本第三者割当増資による新株発行の方法及び条件は、いずれも相当性があると判断する旨の意見の提出を受けています。

上記のとおり、本第三者割当により資金調達を行う必要性があること及び発行方法並びに発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後掲 第四部 組込情報の有価証券報告書（第28期）又は四半期報告書（第29期第3四半期）（以下、有価証券報告書等といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日（平成22年5月28日及び平成23年1月13日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間において生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）現在において変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後掲 第四部 組込情報の有価証券報告書（第28期）の提出日（平成22年5月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間に提出した臨時報告書の内容は次のとおりとなっております。

(1) 平成22年6月11日の臨時報告書

提出理由

当社において、親会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

() 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

親会社でなくなるもの

名 称	プロミス株式会社
住 所	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 久保 健
資 本 金	80,737百万円（平成22年3月31日現在）
事 業 内 容	消費者金融業

名 称	三洋信販株式会社
住 所	福岡市博多区上呉服町10番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 松本 睦彦
資 本 金	16,268百万円（平成22年3月31日現在）

事業内容	消費者金融業
------	--------

名称	朝日エンタープライズ株式会社
住所	東京都千代田区大手町一丁目2番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 杉木 俊文
資本金	63百万円（平成22年3月31日現在）
事業内容	三洋信販への投資業

() 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当該提出会社の議決権の数及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

(イ) プロミス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- (248,340個)	- (42.02%)
異動後	- (248,340個)	- (42.02%)

(注) 1 ()内は間接所有分であります。
 2 平成22年2月28日現在の当社の総株主の議決権数591,051個（自己保有株式分を除く）を基準に算出しております。

(ロ) 三洋信販株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	248,340個 (-)	42.02% (-)
異動後	248,340個 (-)	42.02% (-)

(注) 1 ()内は間接所有分であります。
 2 平成22年2月28日現在の当社の総株主の議決権数591,051個（自己保有株式分を除く）を基準に算出しております。

(ハ) 朝日エンタープライズ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- (248,340個)	- (42.02%)
異動後	- (248,340個)	- (42.02%)

(注) 1 ()内は間接所有分であります。
 2 平成22年2月28日現在の当社の総株主の議決権数591,051個（自己保有株式分を除く）を基準に算出しております。

() 当該異動の理由及びその年月日

(イ) 当該異動の理由

平成22年5月27日開催の当社定時株主総会において取締役5名選任の件が決議されたことに伴い、プロミス株式会社、三洋信販株式会社及び朝日エンタープライズ株式会社による実質的支配関係がなくなったと見做されたため。

(口) 当該異動の年月日

平成22年 6月11日

(2) 平成22年12月 2日提出の臨時報告書

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

報告内容

主要株主の異動

() 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 三洋信販株式会社

主要株主となるもの プロミス株式会社

() 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)	異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)
三洋信販株式会社	248,340個 (42.02%)	- 個 (- %)
プロミス株式会社	- 個 (- %)	248,340個 (42.02%)

(注) 異動前後の総株主等の議決権に対する割合は、異動の年月日の直近で確定している平成22年 8月31日現在の総株主等の議決権の数591,056個を基準に算出しております。

() 当該異動年月日

平成22年10月 1日

() その他の事項

(イ) 当該異動の経緯

平成22年11月30日付でプロミス株式会社より大量保有報告書が関東財務局長に提出されたことにより、当社は主要株主の異動を確認いたしました。

(ロ) その他

本報告書提出日現在の資本金の額 11,268百万円

総株主等の議決権の数 591,056個

(注) 総株主等の議決権の数は、異動の年月日の直近で確定している平成22年 8月31日現在のものです。

(3) 平成23年 2月21日提出の臨時報告書

提出理由

当社は、平成23年 2月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジット株式会社（以下、「ファミマクレジット」といいます。）を株式交換完全子会社とし、交換対価を金銭とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で当社はファミマクレジットと株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出する

ものであります。

報告内容

() 本株式交換の相手会社に関する事項

(イ) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ファミマクレジット株式会社
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 中根 伸
資本金の額	5億円（平成22年2月28日現在）
純資産の額	1,196百万円（平成22年2月28日現在）
総資産の額	48,681百万円（平成22年2月28日現在）
事業の内容	クレジットカード業務、融資業務及びその他付随業務

(ロ) 最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益又は営業損失（ ）、経常利益又は経常損失（ ）及び当期純利益又は当期純損失（ ）

（単位：百万円）

決算期	平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期
営業収益	3,966	4,722	5,872
営業利益又は営業損失（ ）	245	247	219
経常利益又は経常損失（ ）	254	250	205
当期純利益又は当期純損失（ ）	107	305	61

（注）ファミマクレジットは連結財務諸表を作成しておりません。

(ハ) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成22年2月28日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
伊藤忠商事株式会社	32.46
株式会社ファミリーマート	30.11
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	14.93
ポケットカード株式会社	11.12
株式会社ジェーシービー	7.31

(ニ) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はファミマクレジットの発行済株式総数の11.12%を保有しております。また、ファミマクレジットのその他の関係会社である伊藤忠商事は、当社の発行済株式総数の22.92%（間接保有分含む）を保有しております。
人的関係	ファミマクレジットの取締役のうち1名は当社の従業員であります。
取引関係	当社はファミマクレジットからクレジットカード業務に関する各種業務運営を委託されております。

() 本株式交換の目的

クレジットカード業界におきましては、日常生活におけるクレジットカード決済の浸透等に伴いカードショッピング取扱高は引き続き拡大しているものの、個人消費の低迷を受け成長率は鈍化しており、また高水準で推移する利息返還請求への対応や、貸金業法、割賦販売法の改正に伴うビジネス環境の急激な変化への適応など、厳しい事業環境が続いております。

当社では、激変する事業環境に適応し、より強固な経営基盤を確立するため、「クレジットカード本来業務への回帰とビジネスモデルの転換」を骨子とした経営改善計画を推し進めており、利便性の高い商品・サービスの提供、お客さま対応の品質向上、収益構造の変革、業務効率化によるコスト構造の見直しに努めております。

特に、貸金業法改正に伴い融資事業の縮小が余儀なくされる中、融資収益に偏らないバランスのとれた収益構造の構築は最重要課題であり、当社では、ショッピングリボ残高の拡大、プロセッシングビジネスの拡大など、各種取り組みを進めてまいりましたが、今般の厳しい業界環境の中、さらなる収益構造の変革が必要であると認識しております。

このような中、プロセッシング事業を通じて良好な提携関係を構築しておりますファミマクレジットとの間で、事業競争力の向上並びに今後の事業拡大に向け、本株式交換を実施することとなりました。

本株式交換により当社がファミマクレジットを完全子会社化することで、ファミマクレジットから委託されている各種クレジットカード業務のさらなる効率運営の実現、両社の基幹システムの統合によるシステム運営の効率化及び開発コストの低減、ファミリーマートを中心とした営業基盤の拡大など、両社の連携強化を通じて、企業価値の増大を図ってまいります。

() 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

(イ) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ファミマクレジットを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を経ずに、ファミマクレジットにおいては、平成23年3月11日開催予定の臨時株主総会において承認を経たうえで、平成23年3月31日を効力発生日として行う予定です。

(ロ) 株式交換に係る割当ての内容

当社は会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により、当社がファミマクレジットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のファミマクレジットの株主（但し、当社を除きます。）に対し、その保有するファミマクレジットの普通株式1株につき35,821円の割合で金銭を交付する予定です。

(ハ) その他の本株式交換契約の内容

当社がファミマクレジットとの間で締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

ポケットカード株式会社（以下「甲」という。）及びファミマクレジット株式会社（以下「乙」という。）は、平成23年2月21日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 (甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲：ポケットカード株式会社
東京都港区芝一丁目5番9号
- (2) 乙：ファミマクレジット株式会社
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

第3条 (本株式交換に際して交付する金銭及びその割当てに関する事項)

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。以下同じ。)に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に35,821を乗じて得た数と同額の金銭を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、金35,821円の割合をもって割当てる。

第4条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成23年3月31日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条 (株式交換契約承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関して株主総会の承認決議を受けないで株式交換を行う。但し、同条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日まで(同日を含む。)に開催される臨時株主総会において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成23年3月11日を開催予定日とする臨時株主総会(以下「株式交換承認総会」という。)において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を求めるものとする。
- 3 前二項に定める手續は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (会社財産の管理等)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって、その業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。
- 2 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第7条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

- 1 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、効力発生日を払込期日とする伊藤忠商事株式会社、株式会社ファミリーマート及び伊藤忠エネクス株式会社による甲に対する総額金6,193,355,000円の新株発行の効力が発生することが合理的に見込まれないと判断する場合には、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 乙の株式交換承認総会において本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 第5条第1項但書に該当する場合で、効力発生日の前日まで（同日を含む。）に、甲の株主総会において本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 法令に基づき本株式交換に必要とされる監督官庁の承認が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る待機期間が効力発生日までに経過していない場合を含む。）
- (4) 前条に従い本株式交換が中止された場合又は本契約が解除された場合

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。
- 2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月21日

甲 東京都港区芝一丁目5番9号
 ポケットカード株式会社
 代表取締役社長 渡 辺 恵 一

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 ファミマクレジット株式会社
 代表取締役社長 中 根 伸

() 株式交換に係る割当の内容の算定根拠

(イ) 算定の基礎

本株式交換に際して交付される金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社は当社から独立した第三者算定機関としてプライスウォーターハウスコーパース株式会社（以下、「PwC」といいます。）を選定し、ファミマクレジット株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。

PwCはファミマクレジット株式に係る株式価値算定にあたり、将来の事業活動等の状況を反映させることが適切であると考え、配当割引モデル方式（以下、「DDM方式」といいます。）を採用しております。DDM方式は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式の一手法であり、評価対象企業が事業運営上必要と考えられる自己資本を留保した上で、その留保額を上回る部分は株主に配当可能であるとみなして株主に帰属する価値を算出する手法です。DDM方式により算定されたファミマクレジットの普通株式の1株当たり価値は以下のとおりです。

評価手法	算定結果
DDM方式	27,697円～39,142円

但し、PwCは、ファミマクレジットの株式価値算定に際して、ファミマクレジットから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、PwCは、ファミマクレジットの資産及び負債（簿外債務、その他の偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、ファミマクレジットの財務予測については、ファミマクレジットの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、PwCがDDM方式の基礎として依拠したファミマクレジットの利益計画においては、平成26年2月期以降、事業委託に係る手数料率の見直し等による費用の減少が見込まれ、それに伴い大幅な増益を想定する利益計画となっております。

PwCの株式価値の算定結果は、平成23年2月18日現在までの上記情報等を反映したものであります。また、PwCが提出した株式価値の算定結果は、本株式交換における交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、本株式交換の交換対価については、当社の資本政策及び当社株式の株価に与える影響等の諸般の事情

を総合的に勘案した上で、当社以外のファミマクレジットの株主の皆様が迅速に投下資本の回収を行う機会を得られるよう、本株式交換の対価を金銭といたしました。

(ロ) 算定の経緯

当社は、第三者算定機関であるPwCから報告を受けた上記算定結果を参考に、ファミマクレジットの財務状況、業績状況及びデュー・ディリジェンスの結果を総合的に勘案し、慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に本日開催の取締役会において、ファミマクレジットの普通株式1株に対して交付する金銭の額を35,821円と決定いたしました。

(ハ) 算定機関との関係

PwCは、当社及びファミマクレジットの関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(二) 株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ポケットカード株式会社
本店の所在地	東京都港区芝一丁目5番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 渡辺 恵一
資本金の額	112億6,844万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	信用購入あっせん及び金銭貸付業務、信用保証業務、その他

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日	平成22年5月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第28期)	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日	平成22年7月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期 第3四半期)	自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	平成23年1月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第29期 第3四半期)	自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	平成23年1月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 谷 和 正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社及び連結子会社の平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月27日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポケットカード株式会社の平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ポケットカード株式会社が平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 谷 和 正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成21年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月27日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 遠 藤 康 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成22年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月13日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ポケットカード株式会社及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月12日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。